

[事案 14-12] 保険契約無効確認請求

- ・平成 15 年 2 月 27 日 裁定申立書受理
- ・平成 15 年 3 月 28 日 裁定不開始（提訴）

< 申立人の主張 >

亡くなった配偶者と長年取引のあった金融機関の勧めで変額保険に契約したが、投資経験など適合性の原則、損失発生の可能性の説明義務、断定的判断の提供や合理的根拠のない説明など保険募集に関する禁止行為に違反する疑いが強く保険契約の取消し（撤回）を求める。

< 保険会社側の主張 >

本件変額個人年金保険契約締結にあたり、適合性の原則および説明義務違反に該当する事実はなく、取消しには応じられない。本件は申立人と当社が把握する事実関係に重大な齟齬があり、証拠に基づき事実関係を確定することが最善と考え、裁判所における解決を希望する。

< 裁定の概要 >

上記のとおり保険会社より本件の解決にあたっては裁判所に提訴する旨「裁定不承認届」が裁定審査会宛てに提出された。

裁定審査会は、保険会社が裁判により解決を図ることについて相当の理由があると認め、申立人宛て「保険会社は、裁判により解決を図ることを明確にしていることから、裁定審査会は裁定を開始しない」旨の通知を行なったが、その後、保険会社が提訴する前の平成 14 年 4 月、申立人より保険会社に対し当該保険契約の解約手続が行なわれたことがわかった。

そのため、裁定審査会は申立人宛に「当該保険契約の解約をもって本件は訴訟により解決を図る必要がなくなったか否か」について、期日を付して書面による回答を求めたが、期日までに回答が無かったことから異議なしとみなして処理することとした。